

(別紙)

うなぎ養殖業の許可に係る告示案に対する提出意見及び意見考慮結果・理由

6 件の御意見を頂きました。御意見ありがとうございました。
頂戴した御意見とその対応状況については以下のとおりです。

番号	御意見の概要	御意見に対する対応状況
1	うなぎ稚魚・若魚は、国際的な違法取引の存在が明らかになり、EU をはじめ 各地で取締強化が始まっている。 日本も 輸入うなぎ稚魚・若魚・成魚に対して、チェックを強化すべきだろう。 イギリスの報告では、「環境資源回復の為の放流用魚」として捕獲されたシラスウナギが、ロシアや中国（および近隣国）を中継して、日本で消費されている事が明らかになっている。 日本の規制が遅れば、ウナギの絶滅を招き、更には杜撰な輸入管理の責任を 糾弾されるだろう。	貴重な御意見として承ります。
2	法第 30 条において準用する漁業法第 42 条第 5 項は、申請者の生産性を勘案するとしているのであって、実績者優先としているわけではない。 新規参入を妨げるような制度の運用は、経済的合理性を犠牲にして既得権者を保護するものであって、妥当でない。	ご質問のあった法第 30 条において準用する漁業法第 42 条第 5 項は、実績者に対して優先的に許可をする旨の規定と内容となっていますが、同条第 4 項の規定により適格性がない者は除外されており、生産性のない者は実績者優先の対象ではありません。 なお、令和 7 年 10 月に、今後、長きにわたり養殖業を営んだ実績が無いと認められる者による更新の申請に対しては、これを許可することができない可能性がある旨の通知を発出しました。
3	養殖数量も制限を設けることを要望します。 にほんうなぎの絶滅が懸念されていたかと存じますが、持続可能なように配慮をお願いします。	養殖数量の制限については池入数量の制限という形で実施済みと考えます。
4	うなぎの量について、トン数での規制が行われているが、今後、短期の内に、トン数に加えて、匹数（匹数による管理・規制を行うのに必要な技術（あるいは技術的基礎）は十分実用の範囲にあるはずかと思われるのであるが。）での管理・規制も行うようにされた	うなぎの数量管理については、国際協議において重量により池入数量の上限を確認しており、その上限を担保するため、内水面漁業の振興に関する法律に基づく制限措置の内容として許可すべき数量を設定し、養殖の管理を行っています。池入れされるシラスウナギは個体ごとの重量の差が小さく、必要に応じて重量から尾数に変換することで、

	い。（うなぎについてはシラスウナギ及び幼魚も含まれるのであろうから、トン数のみの規制では不十分であるはずである。希少種・絶滅危惧種となっているうなぎについての規制をちゃんと行うようにされたい。）	適切な管理が実施できていると考えます。
5	1 基本的考え方 内水面漁業の振興に関する法律に基づくうなぎ養殖業の許可制度は、限られた水産資源の適正配分及び養殖業の効率的運営の確保を目的とするものである。 したがって、許可の付与に当たっては、養殖業を適確に営むに足る生産性を有する者に対して資源を重点的に配分することが制度の基本である。 2 実績者優先の取扱いに関する問題点 告示案においては、許可に係る水産動植物の総量又は養殖場数が上限を超過した場合、実績者の地位に配慮する観点から、基本的の実績者優先とする取扱いが示されている。 しかしながら、この「実績者優先」の考え方は、生産性要件との関係において整理が不十分である。 法令上、指定養殖業の許可に当たっては、生産性を有することが適格性要件として位置付けられており、単に過去に許可を受けていたという事実のみをもって許可継続の根拠とすることは、制度趣旨と整合しない。 特に、実質的に養殖業を営んでいないと評価され得る事業者についてまで実績者として優先的に取り扱うことは、生産性要件の実効性を損なうおそれがある。 3 現行運用による制度趣旨との乖離 実態として、過去に許可実績を有するものの、近年において池入れ及び池出しの実績が認められない事業者が存在する。 令和7年11月10日時点で、水産庁栽培養殖課の堀端要仁課長補佐（当時）に私が電話で確認したとこ	貴重な御意見として承ります。

ろでは、これまで生産性に係る適格性の勧告をした実績はないと言っていた。

このような事業者は一部にとどまるものと考えられるが、当該事業者についても実績者として優先される場合には、池入割当量の未活用による資源配分の非効率化許可枠の固定化新規参入機会の制約といった問題が生じ、制度目的との不整合が生じる。

4 取扱方針における生産性基準

うなぎ養殖業の許可に関する取扱方針（以下、「取扱方針」という。）においては、生産性の判断について明確な基準が示されている。

すなわち、過去1年間の池入れ数量及び池出し重量が0であり、養殖業を営んでいないと判断される者については、生産性を有さない者に該当するとされている。

さらに、過去3か年以上にわたり当該状態が継続する場合には、原則として生産性を有しないものと取り扱う旨が示されている。

このように、取扱方針は、実績に基づく客観的かつ明確な基準により適格性を判断する構造となっている。

5 事務連絡との温度差（規範と運用の乖離）

一方、令和7年10月30日付け事務連絡においては、過去3漁期にわたり養殖実績がない事業者について、「許可を拒否することを検討する」とされるにとどまっており、その取扱い是最終的に裁量的判断に委ねられている。

この結果、取扱方針上は生産性を欠くと評価され得る事業者についても、実務上は許可継続の余地が残されるという、規範と運用との間の乖離が生じている。

これは、
適格性要件の実効性の低下
判断の予見可能性の低下

非稼働事業者の滞留
を招く要因となる。

6 実績者優先と適格性要件の関係整理

実績者の地位に配慮する考え方自体は、事業継続性の観点から一定の合理性を有するものである。

しかしながら、その考慮は、あくまで適格性要件（生産性）を満たしていることを前提として初めて許容されるべきものである。

したがって、生産性を欠く又は著しく低い事業者については、実績者であることのみを理由に優先的に許可を付与すべきではなく実績者優先の適用に当たっては、生産実態を有することを前提条件として明確に位置付ける必要がある。

7 職業選択の自由との関係

うなぎ養殖業許可に係る制度は、養殖業への参入及び継続を許可制とすることにより、憲法第 22 条第 1 項により保障される職業選択の自由に対する制約を伴うものである。

この点、許可制自体は、水産資源の適正管理という公益目的に照らし一定の合理性を有するものと解されるが、その運用が合理性を欠く場合には、当該制約は必要かつ合理的な範囲を逸脱するおそれがある。

特に、生産実態を有しない事業者に対して許可が維持される一方、新規参入や意欲ある事業者の参入機会が制約されるような運用は、資源配分の合理性を欠くのみならず、職業選択の自由に対する制約としての必要性・合理性にも疑義を生じさせるものである。

したがって、実績者優先の原則は、生産性を有することを前提として限定的に適用されるべきであり、そうでない場合には制度全体の適法性にも影響を及ぼし得る。

	8 改善を求める事項 制度の実効性及び公平性を確保する観点から、以下の点について見直しを求める。 (1) 実績者優先の適用条件の明確化 実績者優先は、生産性を有する者に限り適用する旨を明確にすること。 (2) 生産性判断の明確化 池入れ及び池出しの実績等の客観的指標に基づく判断基準を明確化すること。 (3) 事務連絡の見直し 「許可を拒否することを検討する」といった裁量的表現を見直し、生産性を有しないと判断される場合には、原則として許可を行わない旨を明確化すること。 9 結論 うなぎ養殖業の許可に係る制度は、既存事業者の地位を維持すること自体を目的とするものではなく、限られた水産資源を最も効率的に活用できる主体に配分するための制度である。 したがって、 生産性要件に基づく適格性判断を実質化し 実績者優先の適用範囲を適切に限定するとともに 取扱方針と整合的な運用を確保すること により、制度の趣旨に即した運用への見直しが図られるべきである。	
6	うなぎに関しては反社会的勢力が関与して儲けているという噂があるので対処して普通の業者が儲けられるようにしてください。	うなぎ養殖業の許可については、内水面漁業の振興に関する法律第 30 条により準用する漁業法第 41 条において、うなぎ養殖業の許可についての適格性を有する者として、暴力団員等でないこと、暴力団員等がその事業活動を支配する者でないこと等を規定しています。 また、うなぎ稚魚漁業の許可についても各県の漁業調整規則等にて許可の対象から暴力団員等を排除する旨を規定しています。

その他、本方針案の内容に対する御意見以外の御意見については、パブリックコメントの対象外となるため、回答は差し控えさせていただきます。